

■令和3年度 第1回大阪府シカ・イノシシ保護管理検討会(R3.9.7)での主な意見との対応について

対象	項目	意見	対応
シカ計画	6.(2) 9.(3)	下層植生の衰退については、森林生態系への被害だけでなく、除間伐による下層植生の回復がシカの食害により阻害されていることから、林業被害とも捉えられる。また、森林における生態系保全に関する被害対策の目標を設定すべきである。	「森林生態系への被害の軽減」の文言を「森林の下層植生への被害の軽減」に変更しました。また、「適切な除間伐等により、森林生態系を保全すること」を森林における被害対策の目標に記載しました。
シカ計画	9.(3)	(地独)大阪府立環境農林水産総合研究所が作成している「大阪府 広葉樹林化技術マニュアル」では、シカ被害対策についての考え方が記載されており、上記マニュアルの内容を計画に反映させるべきである。	被害防除の実施方法に当たっては、大阪府広葉樹林化技術マニュアルを活用することを記載しました。
シカ計画	8 9	植栽木の保護のための防護柵だけでなく、埋土種子による植生回復を促進するための防護柵の設置も推進すべきである。	大阪府森林整備指針の記載内容を反映し、埋土種子等の保全のための防護柵の設置について記載しました。
イノシシ計画	11.(2)①	豚熱について、感染確認区域の図面をいれるなど、記載内容を充実させること。	豚熱感染確認区域の図面をいれるなど、豚熱に関する記載内容を追加しました。
シカ計画 イノシシ計画	11.(2)②	マダニ被害について農林業者への普及啓発が重要である。	農林業者等へのダニ媒介感染症への注意喚起について記載しました。